

募集要項で定める対象事業要件審査表

項目	審査結果	評価
(1) 「地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業に対する助成事業（令和7年度）」の「2. 助成対象事業＜実施要領 第2条関連＞」に定める以下のいずれかの事業	⑤自動車等による交通事故防止対策、被害者救済対策に資する事業であると認められる。	該当
(2) 栃木県内で実施する事業であり、かつ、事業の効果が県内全域に波及することが見込まれる事業であること。	県内全域において高齢歩行者の交通事故が多い地区を選定し(宇都宮地区、小山地区他)配布事業のため、事業の効果が県内全域に波及すると認められる。	該当
(3) 当該事業が、地方版図柄入りナンバープレートの寄付金を活用した事業であることを対外的に確認ができる表示を行うこと。	配布する反射材台紙に「この反射材は、栃木県版図柄入りナンバープレートの寄付金を活用しています。」の表示を行う。との記載により、対外的に確認ができることを認められる。	該当
(4) 事業実施期間は、令和7(2025)年10月下旬頃（財団決定後）から令和8(2026)年3月31日までを基本とする。ただし、交付決定前に事業の着手を行う場合は、その必要性を合理的かつ具体的に記載すること。	事業の実施期間：令和7年10月1日～令和7年12月31日 (10月上旬：反射シール発注、11月上旬納品、11月中旬から12月下旬：小学生に配布) 反射シール作成に時間を要する為、交付決定前に発注を行う。との記載により決定前着手の必要性を認められる。	該当
(5) 事業費のうち、申請する助成額が助成予算額の範囲内であること。	事業費総額1,798,005円（内訳：助成費1,243,200円、自己財源554,805円）の為、範囲内であることを認められる。	該当
(6) 営利を目的とした事業でないこと。	高齢の歩行者の交通事故抑止に向けた反射材の普及促進が目的の為、営利目的でないことを認められる。	該当
(7) 事業の実施にあたり、法令等に違反する事実がないこと。	一般財団法人栃木県交通安全協会が主となって栃木県警察本部と共同で行う事業であり、法令等に違反事実がないと認められる。	該当
(8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがないこと。	一般財団法人栃木県交通安全協会が主となって栃木県警察本部と共同で行う事業であり、公共の安全及び福祉を脅かすおそれがないと認められる。	該当
(9) 政治活動、宗教活動、選挙活動を事業目的としていないこと。	高齢の歩行者の交通事故抑止に向けた反射材の普及促進が目的との為、政治活動、宗教活動、選挙活動事業目的でないことを認められる。	該当

※参考 令和7(2025)年度栃木県版図柄入りナンバープレート寄付金活用事業募集要項本文

4.対象事業

次の(1)～(9)の全てにあてはまる事業とします。